

千曲市告示第3号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、
次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から令和8年1月22日まで千曲市役所
建設部道路河川課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月7日

千曲市長 小川 修一

記

別紙のとおり

供用開始

(別紙)

番号	路線名	起 点	延長
		終 点	幅員
9528	寺裏線	千曲市大字八幡字寺裏3097番地15地先から 千曲市大字八幡字寺裏3097番地5地先まで	78.2m
			4.1m~8.6m